

Certified Public
Accountants and
Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会



公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命とし、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の信頼性向上に努めてまいりました。

審査会は第6期（平成31年4月～令和4年3月）に入りましたが、監査法人等へのモニタリングにあたっては、金融庁や日本公認会計士協会などの関係機関との連携をより深度あるものとしつつ、監査法人等自らが業務の適正な運営の確保に向けての行動を促すような実効性のあるモニタリングを引き続き行ってまいります。特に平成29年3月の金融庁による「監査法人のガバナンス・コード」の公表を受け、ガバナンス態勢の再構築の動きがみられる中、ガバナンス等の経営管理態勢が、業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかについての検証に取り組んでまいります。また、品質管理態勢についても、被監査会社を取り巻く経済環境など事業上のリスクを適切に評価した上で監査実施態勢を構築しているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮して監査手続を実施しているかなどを検証してまいります。

近年、企業のグローバル展開に伴って、海外拠点の監査先としての重要性が増しており、各国の監査監督当局との協力・連携が極めて重要になっています。審査会は金融庁とともに、監査監督機関国際フォーラム

(IFIAR : International Forum of Independent Audit Regulators) の発足時から主要メンバーとして、その活動に貢献してまいりました。IFIAR は平成29年4月より東京に常設事務局を開設しており、IFIAR のホスト国として、我が国の役割・責任は一層重要なものとなっております。グローバルな監査品質の向上に向け、IFIARにおける議論をリードし、また、各国の監査監督当局との協力・連携に努めてまいります。

審査会は、与えられた権限を最大限に活用し、また、国内外の関係諸機関と連携して、グローバルな監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上に努め、ひいては我が国国民経済の健全な発展に貢献してまいります。



会長 櫻井 久勝

神戸大学名誉教授

平成31年4月に公認会計士・監査審査会会長に就任、現職

審査会は、公認会計士試験の実施機関として、公正かつ円滑な試験の実施に努めてまいりました。社会全体の会計・監査水準の維持・向上と資本市場の信頼性確保のためには、会計・監査の専門家として高度の倫理観を備えた質の高い人材を安定的に輩出し続けることが重要です。特に、グローバル化した資本市場や積極的な海外展開を図る企業活動を背景として、様々な領域において、会計・監査の専門家である公認会計士の活躍が求められるようになっていきます。

公認会計士試験の受験者数・合格者数は、平成27年試験までの数年間、減少が続いておりましたが、平成28年試験から増加に転じ、平成29年試験、平成30年試験においても、引き続き増加しております。これは、

経済状況の改善、監査事務所の業務運営の改善等とも相俟って、日本公認会計士協会による普及活動とも連携しつつ、公認会計士の資格や職業の魅力について啓蒙するため、大学や高校等で講演活動を行ってきたことも功を奏しているものと考えております。

審査会は、今後も、信頼される会計人材の確保・育成のため、公正・円滑な試験の実施に努めてまいります。また、受験者の増加や裾野拡大の流れを確実なものとするためにも、受験勉強を始める前の若年層や社会での活躍が期待される女性層も含めて、引き続き公認会計士の使命や資本市場における会計・監査の重要性等について講演を行っていききたいと考えております。



常勤委員 松井 隆幸

元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

平成28年4月に公認会計士・監査審査会常勤委員に就任、現職

公認会計士・監査審査会の概要

審査会の組織、業務内容

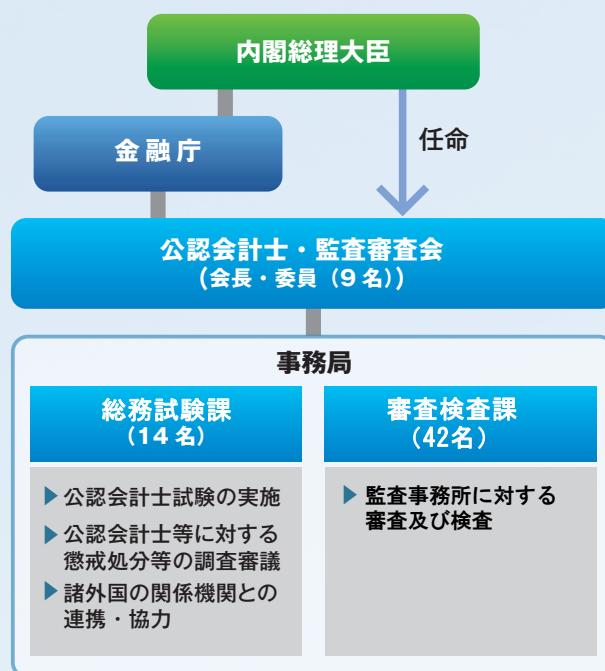
審査会は、公認会計士法に基づき、会長及び委員9名以内で構成される合議制の機関として、金融庁に設置されています。会長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使します。会長及び委員の任期は3年です。現在、審査会は、櫻井会長の下、第6期（平成31年4月～令和4年3月）の活動を行っています。

審査会の主な業務は以下のとおりです。

- ・ 監査事務所に対する審査及び検査等
- ・ 公認会計士試験の実施
- ・ 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
- ・ 諸外国の関係機関との連携・協力

審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれています。事務局は事務局長の下、総務試験課、審査検査課で構成されています。

審査会の主な活動状況については、毎年、「公認会計士・監査審査会の活動状況」として取りまとめ、ウェブサイト等において公表しています。



(注) 上記人員数は令和3年度定員ベース

第6期 審査会メンバー（令和3年4月1日現在）

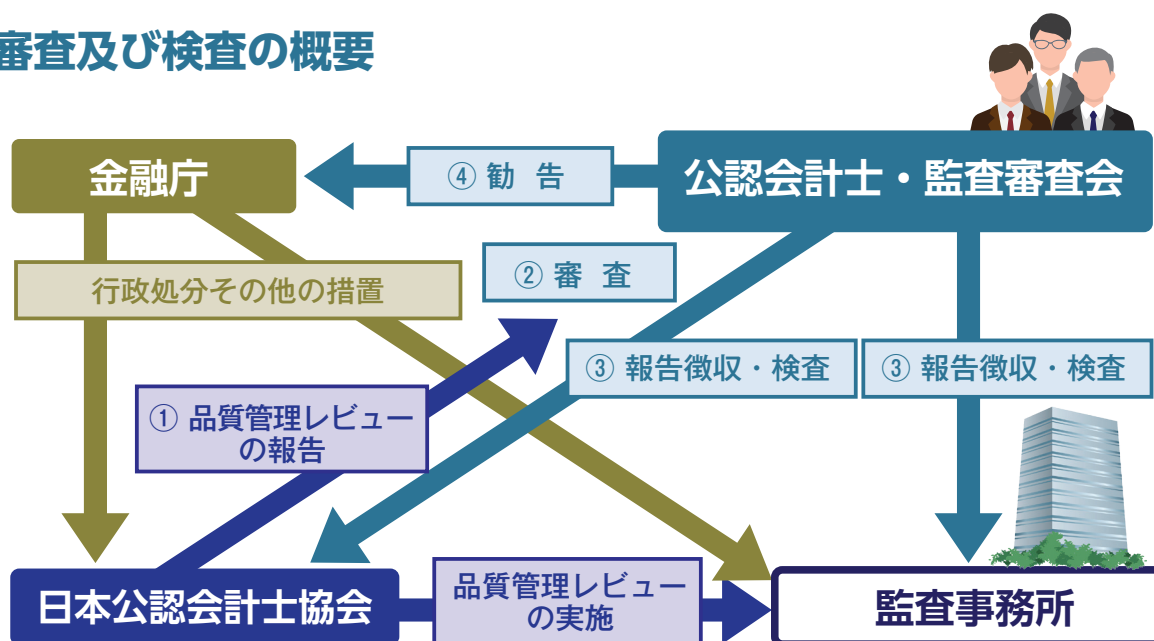
会 長	櫻井 久勝	神戸大学名誉教授
常勤委員	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委 員	浅見 裕子 佐藤 淑子 玉井 裕子 徳賀 芳弘 水口 啓子 皆川 邦仁 山田 辰己 吉田 慶太	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授 (一社)日本IR協議会専務理事・首席研究員 長島・大野・常松法律事務所パートナー 京都先端科学大学理事・経済経営学部長 株日本格付研究所審議役兼チーフアナリスト 参天製薬株式会社外取締役 中央大学商学部特任教授 有限責任監査法人トーマツパートナー



監査事務所に対する審査及び検査等

審査会は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所や協会等に立入検査等を実施しています。この審査及び検査の結果、協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であったり、法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

■ 審査及び検査の概要



1 協会による品質管理レビューの報告

品質管理レビューとは、協会が監査事務所の監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ監査事務所に対して改善勧告を行うものです。審査会は、協会から品質管理レビューの結果について報告を受けます。

2 審査

審査会は、協会からの報告について、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認します。審査会は、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求めます。

3 検査等

審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保する必要があると認める場合や公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所又はその他監査事務所の監査業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査又は報告徴収を行います。

4 勧告

審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。

■ 直近5年間の検査件数及び勧告件数

	平成26年度	平成27年度	平成28事務年度	平成29事務年度	平成30事務年度
検査件数	15	9	12	9	10
勧告件数	5	4	2	1	0

※1 年度は当年4月から翌年3月までを、事務年度は当年7月から翌年6月までの期間を指します。平成28事務年度は、集計期間を年度から事務年度に変更したため、平成28年4月から6月までの件数を含んでいます。

※2 検査件数は着手時期により、勧告件数は公表時期により記載しています。

■ 「監査事務所等モニタリング基本方針」(第6期)のポイント

〈監査の実効性の更なる向上を目指して〉

第6期（平成31年4月～令和4年3月）の基本方針においては、以下の視点及び目的を基本として、モニタリング^(注)を実施することとしています。

(注) モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含しています。オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に関係する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指します。

●モニタリングの視点

審査会は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の権能を最大限に発揮して、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的なモニタリングを実施し、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図ります。

また、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、協会等の関係先と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供します。

さらに、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) や外国監査監督当局とも連携し、当該連携により得られた会計監査をめぐる国際的な議論やグローバルネットワークに関する動向等を必要に応じてモニタリングに反映させます。

●モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所等の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とします。このような目的を達成するため、以下のようなモニタリングを行います。

- ・業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを実施します。
- ・監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているかを検証するなど、監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視したモニタリングを実施します。
- ・監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築した経営管理態勢が、当該監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかについて、継続的なモニタリングを実施します。

■ 監査事務所等モニタリング基本計画

モニタリング基本方針を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を毎年策定し、公表しています。

■ モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要であることから、審査会はモニタリングの成果等を図表中心に取りまとめた「モニタリングレポート」を毎年公表しています。

また、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として毎年公表しています。

■ 総合評価について

監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、平成28事務年度に着手した検査から、検査結果通知書に5段階の総合評価を付しています。

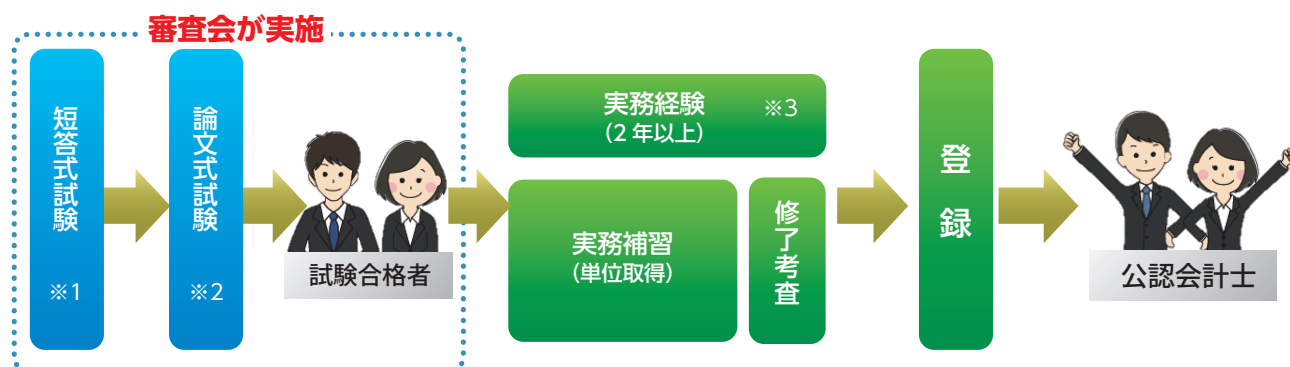
※ 上記「監査事務所等モニタリング基本計画」、「モニタリングレポート」、「監査事務所検査結果事例集」及び「総合評価」については、審査会ウェブサイトをご覧ください。（<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/index.html>）

公認会計士試験の実施

審査会は、国家試験である公認会計士試験に関する事務のうち、試験問題の作成・採点のほか、合否の決定、合格の決定の取消し、受験の禁止等を行い（試験監督等の試験実施事務は各財務局長等に委任しています。）、公認会計士試験の公正かつ円滑な運営に取り組んでいます。

公認会計士試験制度の概要

公認会計士試験は、年齢、学歴等にかかわらず、どなたでも受験できます。公認会計士試験は以下のとおり、年2回（12月・5月）の短答式試験と年1回（8月）の論文式試験からなり、11月の合格発表後、2年以上の実務経験と実務補習を経て修了考査に合格し、登録を行うことにより、公認会計士として働くことができます。



※1 合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の受験が免除されます。

※2 不合格になった場合でも、一定の成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の受験が免除されます。

※3 実務経験は、試験合格の前後を問いません。

最近の公認会計士試験の状況

平成28年試験以降、願書提出者や合格者は増加しています。

合格者のうち、20歳以上25歳未満が半数以上を占めており、その中でも21歳、22歳が最も多くなっています。また、最近では女性の合格者が毎年増えており、合格者全体の約2割を占めています。

年 別	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率			
				うち、20歳以上 25歳未満の合格者	うち、女性の 合格者	(C) / (A)	(C) / (B)
平成 28 年	10,256人	3,138人	1,108人	565人	236人	10.8%	35.3%
平成 29 年	11,032人	3,306人	1,231人	648人	242人	11.2%	37.2%
平成 30 年	11,742人	3,678人	1,305人	782人	266人	11.1%	35.5%

公認会計士試験のインターネット出願について

平成29年公認会計士試験第I回短答式試験から、インターネット出願が可能となりました。令和元年（平成31年）試験におけるインターネット出願の利用率は、7割を超えています。

インターネットによる受験願書の提出の場合、添付書類の提出は不要です。また、受験手数料は、ペイジー（Pay-easy）により、金融機関の ATM 又はインターネットバンキングから電子納付することとなります。

諸外国の関係機関との連携・協力

企業活動や投資活動の国際化に伴い会計・監査の国際化も進む中、審査会は、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) への積極的な参画を通じて各国の監査監督当局との情報交換及び連携強化を図るとともに、各国の監査監督当局等と個別の意見交換等を行うことにより、国際的な監査の品質の確保・向上に取り組んでいます。

IFIAR への参加（多国間協力）

米エンロンの破綻等、諸外国における一連の不正会計事件を契機として、監査監督の重要性が高まり、監査の品質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立されました。こうした中、各国の監査監督当局間における協力・連携の場として、平成18年9月にIFIARが発足しました。IFIAR加盟国数は、令和元年6月時点で55カ国・地域となっています（日本からは審査会及び金融庁が参加）。

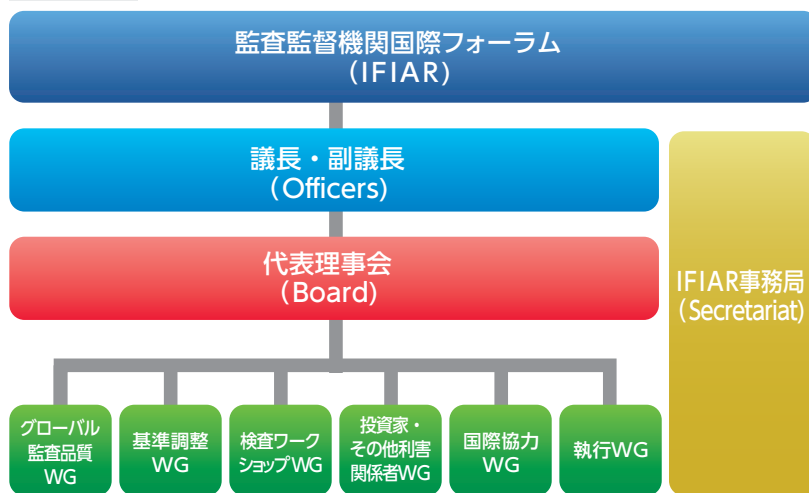
審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めています。

IFIAR の概要

平成29年、IFIARは国際機関としての機能強化の一環として、合議制の意思決定機関である代表理事会を設置しました。代表理事会は、市場規模等により指名される指名理事8当局及び投票による選出理事最大8当局の最大16当局で構成され、日本は、平成29年4月から指名理事に就任しています（任期4年）。代表理事会は、IFIARの戦略計画や業務運営等に係る議論を行っており、日本も理事国として積極的に参画しています。

組織図

IFIARには6つのワーキング・グループが設けられており、日本は全てのワーキング・グループに所属しています。執行ワーキング・グループの副議長就任（平成31年2月～）をはじめ、他のワーキング・グループでも個別プロジェクトのリーダーを務めるなどの積極的な貢献を通じ、IFIARの主要メンバーとして監査品質の国際的なレベルでの確保・向上に向け、各国当局と協力・連携関係の構築・充実に努めています。



（注）WG：ワーキング・グループ

IFIAR 事務局の東京設置と日本 IFIAR ネットワークの設立

平成29年4月、IFIAR事務局が東京・大手町に開設され、IFIARは、日本に本部を置く初の金融関係国際機関となりました。審査会及び金融庁は、IFIARの主要なメンバーとして、その活動に積極的に貢献するとともに、IFIAR事務局の円滑な運営に向け、必要な支援を行っています。

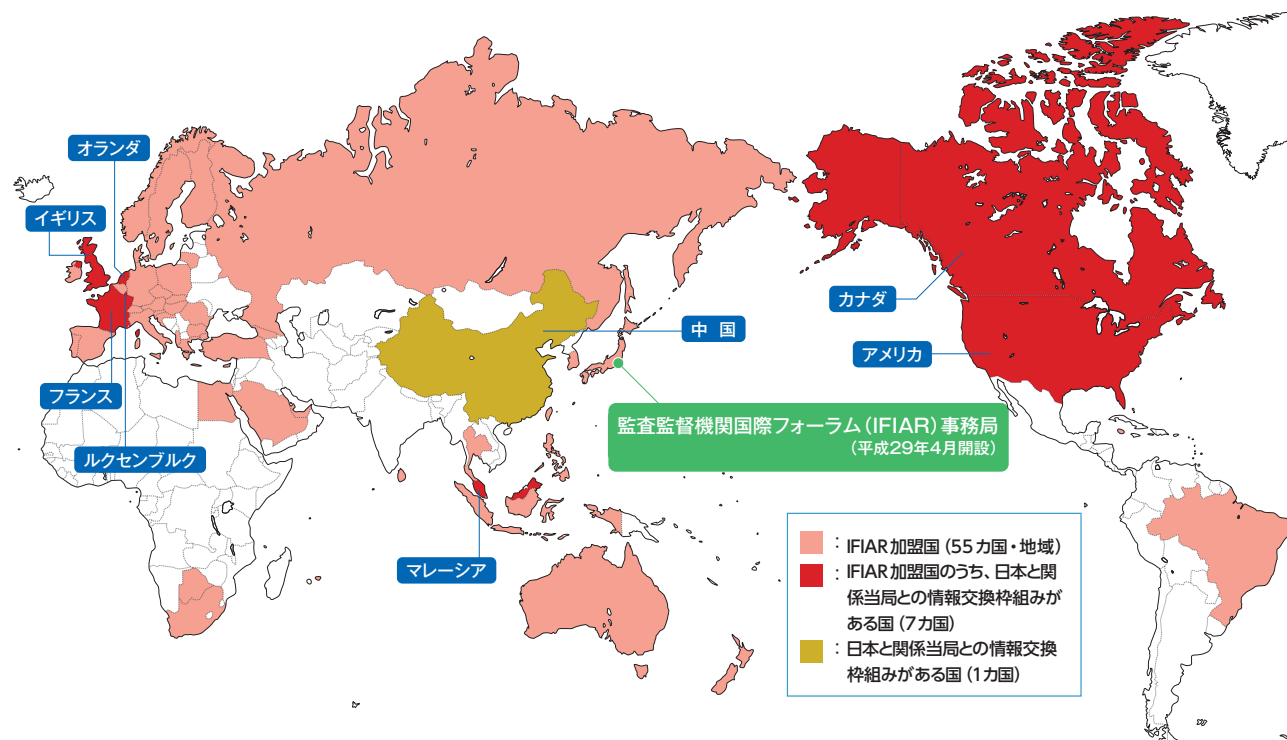
さらに、事務局設立に先立ち、平成28年12月、国内の幅広いステークホルダーからなる「日本IFIARネットワーク」を設立しました。日本IFIARネットワークは、我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係強化、事務局の活動支援及び我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献することを目的として活動しています。

■ 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっています。

審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報の共有等を目的として、各国の監査監督当局との意見交換に加え、監査監督上の情報交換枠組みを活用した審査・検査活動を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めています。

■ 諸外国の関係機関との連携・協力の状況



IFIAR 加盟国 (55 カ国・地域)

欧州 (32)		アジア・オセアニア(11)		アフリカ (4)	
アイルランド	アルバニア	インドネシア		エジプト	
イギリス	イタリア	韓国		ボツワナ	
オーストリア	オランダ	シンガポール		南アフリカ	
キプロス	ギリシャ	スリランカ		モーリシャス	
クロアチア	ジブラルタル	タイ			
ジョージア	スイス	チャイニーズタイペイ			
スウェーデン	スペイン	日本			
スロバキア	スロベニア	フィリピン			
チェコ	デンマーク	マレーシア			
ドイツ	ノルウェー	オーストラリア			
ハンガリー	フィンランド	ニュージーランド			
フランス	ブルガリア				
ベルギー	ポーランド				
ポルトガル	リトアニア				
リヒテンシュタイン	ルーマニア				
ルクセンブルク	ロシア				

IFIAR 加盟国のうち、日本と関係当局との情報交換枠組みがある国 (7カ国)

アメリカ
イギリス
オランダ
カナダ
フランス
マレーシア
ルクセンブルク

日本と関係当局との情報交換枠組みがある国 (1カ国)

中国

■ 公認会計士試験に係る情報発信等

審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めています。

具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っているほか、大学生等が公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、審査会検査官等の実務家による講演にも取り組んでいます。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布するほか、審査会ウェブサイトに掲載しております。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細についても情報提供を行っております。

上記の内容の詳細については、審査会ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>) をご覧ください。



公認会計士試験パンフレット



公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

金融庁長官が、公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときは、審査会からの勧告に基づくものである場合を除き、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされています（公認会計士法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるかどうかに関して意見を表明しています。



一般からの情報の受付等

審査会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から情報を受け付けるために、情報受付窓口を設置しています。公認会計士・監査法人の監査業務に関する情報や公認会計士試験の実施に関する情報等をお持ちの方は、Eメール、ファックス、郵送によりご連絡ください。寄せられた情報は、審査会の業務を行う上で、有用な情報として活用しています。

公認会計士・監査審査会 情報受付窓口

Eメール：cpaaob@fsa.go.jp

F A X：03-5251-7241（24 時間受付）

郵 送：〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 情報受付窓口 宛

また、審査会では、公益通報者保護法に基づく公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。公認会計士法に規定する罪の犯罪行為の事実等で、審査会が処分又は勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、Eメール又は郵送によりご連絡ください。また、公益通報について、相談されたい方は、Eメール、郵送又は電話によりご連絡ください。

公認会計士・監査審査会 公益通報・相談窓口

（直ちに通報されたい方）

Eメール：cpaaob.kouekitsuho@fsa.go.jp

郵 送：〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 公益通報・相談窓口（通報） 宛

（まずは相談されたい方）

Eメール：cpaaob.kouekisoudan@fsa.go.jp

郵 送：〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 公益通報・相談窓口（相談）

宛 T E L：03-3506-6000（受付時間：平日 9:30 ～ 18:15）

審査会のシンボルマーク

審査会のシンボルマークは、青い丸で表した資本市場に審査会が新しい風を吹き込むことによって、資本市場の透明性が段々と高まっていくというイメージを、青い丸の右側を透明にすることで表現しています。



公認会計士・監査審査会

TEL 03-3506-6000（代表）

URL <https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html> ※本パンフレットは、令和元年 10月に作成したものです。